

会津若松市文化センター条例（平成14年会津若松市条例第35号）新旧対照表（案）

改正後(案)

第1条～ 略

(総合利用)

第15条 市長は、文化センターの運営に当たり、

会津若松市老人福祉センター(社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第5項に基づき設置する老人福祉センターをいう。)の利用者の利便を図るため、

会津若松市老人福祉センターとの総合的な利用の促進に配慮するものとする。

第16条～ 略

別表

1 略

2 各室使用料

階別	区 分	回数	使用料
1階	展示室兼会議室	1回	3,300円
	特設展示場	1回	4,400円
	研修室1	1回	770円
	研修室2	1回	770円
	美術実習室1	1回	770円
	美術実習室2	1回	1,320円
	音楽練習室	1回	1,100円
	研修室3	1回	1,100円
2階	研修室4	1回	770円
3階	多目的ルーム	1回	3,300円

備考 略

現 行

第1条～ 略

(総合利用)

第15条 市長は、文化センターの運営に当たり、会津若松市勤労青少年ホーム(会津若松市勤労青少年ホーム条例(平成14年会津若松市条例第36号)第1条に規定する会津若松市勤労青少年ホームをいう。)及び会津若松市老人福祉センター(社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第5項に基づき設置する老人福祉センターをいう。)の利用者の利便を図るため、会津若松市勤労青少年ホーム及び会津若松市老人福祉センターとの総合的な利用の促進に配慮するものとする。

第16条～ 略

別表

1 略

2 各室使用料

区 分	回数	使用料
展示室兼会議室	1回	3,300円
特設展示場	1回	4,400円
音楽練習室1	1回	770円
音楽練習室2	1回	770円
美術実習室1	1回	770円
美術実習室2	1回	1,320円
練習室	1回	1,100円

備考 略

(参考・市勤労青少年ホーム条例別表)

階別	区 分	回数	使用料
1階	講習室	1回	1,100円
2階	講習室(和室)	1回	770円
	茶室	1回	1,100円
	茶室講習室	1回	770円
	料理講習室	1回	1,650円
	音楽室	1回	770円
	集会室	1回	770円
3階	体育室	1回	3,300円

改 正 後 (案)			現 行		
3 附属設備器具使用料			3 附属設備器具使用料		
(1) 舞台用具			(1) 舞台用具		
名称	利用の単位	使用料	名称	利用の単位	使用料
～略～			～略～		
平台	1 枚 1 回	110 円	山台	1 枚 1 回	110 円
～略～			～略～		
(削る)			竹羽目	1 面 1 回	550 円
(削る)			松羽目	1 面 1 回	550 円
～略～			～略～		
演台	1 式 1 回	330 円	演壇	1 式 1 回	330 円
～略～			～略～		
備考 略			備考 略		
(2) 音響設備器具			(2) 音響設備器具		
名称	利用の単位	使用料	名称	利用の単位	使用料
～略～			～略～		
(削る)			エレベーターマイク	1 本 1 回	550 円
～略～			～略～		
(削る)			ベロシティマイク	1 本 1 回	330 円
～略～			～略～		
レコーダー	1 台 1 回	550 円	テープレコーダー	1 台 1 回	550 円
C D プレーヤー	1 台 1 回	550 円	レコードプレーヤー	1 台 1 回	550 円
備考 略			備考 略		
(3) 照明器具			(3) 照明器具		
名称	利用の単位	使用料	名称	利用の単位	使用料
～略～			～略～		
アップーホリゾントライト	1 列 1 回	550 円	ホリゾントライト	1 列 1 回	550 円
～略～			～略～		
(削る)			ストリップライト (1 メートル)	1 台 1 回	110 円
ロアーホリゾントライト	1 台 1 回	160 円	ストリップライト (2 メートル)	1 台 1 回	160 円
～略～			～略～		
備考 略			備考 略		
(4) その他			(4) その他		
名称	利用の単位	使用料	名称	利用の単位	使用料
～略～			～略～		
(削る)			16 ミリ映写機 (文化ホール用)	1 台 1 回	1,650 円
(削る)			16 ミリ映写機 (移動用)	1 台 1 回	550 円
～略～			～略～		
備考 略			備考 略		

改 正 後 (案)	現 行
附 則 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、別表の3(1)の表から同表(4)の表までの改正規定は、公布の日から施行する。	